

公益社団法人 京都府不動産鑑定士協会  
会 員 規 程

公益社団法人 京都府不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）の会員に関する規程を、次のように定める。

（目 的）

第1条 この規程は、定款第6条に定める理事会の承認に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会の不承認）

第2条 理事会は、次に該当する者には、入会の承認を与えてはならない。

- (1) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、都道府県不動産鑑定士協会等において、除名処分を受けて5年を経過していない者
- (2) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、都道府県不動産鑑定士協会等において、会員の権利停止、懲戒処分、戒告処分を受けて3年を経過していない者
- (3) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、都道府県不動産鑑定士協会等の会員としての義務を履行せずに退会し1年を経過していない者

2 理事会は、前項各号に該当する期間を経過した者について必要があると認められる場合には、入会の承認を与えないことができる。

3 理事会は、新規に入会申込みのあった不動産鑑定業者に対し、定款第5条第1項(2)に定める事務所における業務実施態勢の審査を行い、事務所に専任の不動産鑑定士が日常的に勤務して業務を行える環境と態勢が確保されていない状態で入会しようとする者には、入会の承認を与えてはならない。この入会申込みのあった不動産鑑定業者の事務所における業務実施態勢の審査は、第3条の規定により行う。

4 理事会は、前3項における場合のほか当協会への入会が会員の綱紀保持上不相当と認められる事由のある者に対しては、入会を承認しないことができる。

（入会申込みのあった不動産鑑定業者の事務所における業務実施態勢の審査）

第3条 理事会は、入会申込みのあった不動産鑑定業者の事務所における業務実施態勢を次の方法により審査する。事務所における業務実施態勢の審査は、不動産の鑑定評価に関する法律、個人情報保護法等の不動産鑑定業者及び不動産鑑定士が業務を行うにあたり遵守すべき法令が求める要件、状態を入会申込みのあった不動産鑑定業者の事務所における業務実施態勢が満たしているものであるかを確認する行為である。

- (1) 事務所の所在地、部屋番号、電話番号、当該事務所に勤務する者の氏名及び当該事務所への勤務予定等を記載した書面、当該事務所で執務が行えることを確認できる写真、当該事務所の使用権原が分かる書面の写し（賃貸契約書等）、その他当協会が必要と認

めた書類の徴求による書面での審査

当該書面は定款第6条に定める入会申込書に添付しなければならない。

- (2) 入会申込みのあった不動産鑑定業者に対し、事務所における業務実施態勢を面談により確認する審査
- (3) 提出された書面及び面談の内容に基づく事務所の業務実施態勢が確保されているか、事務所へ赴き内覧を行って確認する実地審査
- (4) 事務所における業務実施態勢の審査を統括した者は、前3号の審査の内容を記した報告書を理事会に提出し、理事会は当該報告書に基づき審査の内容を協議する。
- (5) 理事会は、前号の報告書に基づき審査の内容を協議した結果、直ちに入会を承認できるものではないとみなした場合、入会申込みのあった不動産鑑定業者にその事実を通知し、審査の内容にかかる再説明、意見の機会を与えるものとする。理事会は、この再説明、意見を経なければ、入会を不承認とする採決を行ってはならない。
- (6) 理事会は、前号の再説明、意見において不動産鑑定業者が事務所における業務実施態勢を改善すると申し出た場合であっても、その申し出た改善内容を確認するまでは最終的な審査結果の採決を行ってはならない。
- (7) 理事会は、第5号の再説明、意見において不動産鑑定業者からの改善の申し入れ等がない場合は、特段の理由がない限り、直後に開催される理事会において最終的な審査結果の採決をしなければならない。

2 事務所における業務実施体制の審査を統括する者、前項(3)の実地調査に赴いた者に対しては、別途定める交通費及び日当を支払う。

3 事務所における業務実施体制の審査について、本規程及び本規程第3条第1項にかかる運用細則、不動産鑑定業者入会希望者向け入会申請要領、不動産鑑定業者向け入会申請書及び事務所における業務実施態勢の申告書の様式を当協会ホームページに掲載する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は総会で行う。

(補 則)

第5条 この規程の運用に必要な細則については、理事会において別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、定款第7条の変更が認可された日(平成17年2月18日)より施行する。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この改正は、令和3年5月26日より施行する。